議決された主な議案等

※９月定例会では市長提出議案17件、議員提出議案４件、陳情６件の採決を行いました。
下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。

○：賛成　－：反対　退：退席

会派名				夢みらい鎌倉				鎌倉のヴィジョンを考える会				鎌倉市議会議員団			公明党鎌倉市議会議員団			日本共産党鎌倉市議会議員団			神奈川ネットワーク運動・鎌倉		自由民主鎌倉市議会議員団		鎌倉アップデートチャレンジ		無所属		
議員名				◎池田 実	中里 成光	日向 慎吾	前川 綾子	◎久坂 くにえ	後藤 吾郎	出田 正道	中村 聡一郎	◎大石 和久	児玉 文彦	納所 輝次	◎竹田 ゆかり	くりはら えりこ	長嶋 竜弘	◎吉岡 和江	武野 裕子	高野 洋一	◎保坂 令子	井上 三華子	◎森 功一	志田 一宏	◎藤本 あさこ	岡田 和則	千一	くり林 こうこう	松中 健治
主な議案等			議決結果																											
その他	第21号	工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○		－	－	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－
	第23号	指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	○	○	○	－	○	○
補正予算	第19号	令和３年度鎌倉市一般会計補正予算（第６号）に係る専決処分の承認について（ワクチン接種、災害対応経費）	承認	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第35号	令和３年度鎌倉市一般会計補正予算（第７号）	可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決算	第25号	令和２年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	－
議会議案	第５号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第６号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第７号	世界保健機関（ＷＨＯ）西太平洋地域委員会への台湾の参加を求めることに関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第８号	沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求めることに関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○
陳情	第23号	司書資格をもつ正職員の新規採用に関する陳情	採択	－	－	－	－	○	退	○		－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	○

可決した意見書

９月定例会では、次の意見書提出に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和４年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

１　令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

２　固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

３　令和３年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

４　令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

５　炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和３年（2021年）10月１日

鎌　倉　市　議　会

世界保健機関（ＷＨＯ）西太平洋地域委員会への台湾の参加を求めることに関する意見書

本年は、第72回ＷＨＯ西太平洋地域委員会が、日本がホスト国となり、10月25日から29日の日程で兵庫県姫路市において開催されることが決定している。

世界保健機関（ＷＨＯ）西太平洋地域委員会は、日本を含む西太平洋地域に所属するＷＨＯ加盟国（37の国・地域）の年次総会であり、域内加盟国及び地域の代表者により構成され、域内の保健福祉水準の向上のための対策などについて議論される。加盟する37の国・地域には、香港やマカオ、グアムや北マリアナ諸島などが参加しているが、同じく西太平洋地域に属する約2360万人の人口を有する台湾については、参加が実現していない。　台湾には日本人24,280人（2018年外務省発表）が滞在し、日本と台湾の間を往来する旅客はコロナ禍以前ではあるが、延べ710万人を超えている。

また、鎌倉市においてもコロナ禍前は多くの台湾人が訪問し、新型コロナウイルスが沈静化すれば、再び多くの台湾人の方々の訪問が期待される。台湾は、航路、金融、観光、産業、貿易などのハブであり、台湾を離着陸または経由する旅客は6900万人近く存在することを踏まえれば、ＷＨＯをはじめとする国際機関に台湾が参加できないことは、地理的空白の発生を許すこととなり、日本や台湾だけでなく、全世界の人々の健康を脅かしかねない。

鎌倉市議会は、これまでも平成28年９月に「台湾（中華民国）の国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）など国際機関・国際連携への正式加盟・参加について支援を求める意見書」を可決し、令和２年３月に「台湾の世界保健機関及び国際民間航空機関の正式加盟を支持し、必要な支援を求める意見書」を可決し、また、参議院においても「世界保健機関（ＷＨＯ）の台湾への対応に関する決議」が可決されているが、いまだ台湾の世界保健機関への参加は実現していない。

よって、兵庫県姫路市で開催される世界保健機関（ＷＨＯ）西太平洋地域委員会に台湾の参加を実現し、人類福祉の向上に資するため、ホスト国である日本国として必要な措置を講じることを日本政府並びに国会に対して求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和３年（2021年）10月１日

鎌　倉　市　議　会

沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求めることに関する意見書

アジア・太平洋戦争末期、沖縄戦においておよそ20万人以上の尊い命が失われた。特に、激戦地となった糸満市摩文仁を中心とする南部地域においては、犠牲となった沖縄県民、全国から召集された兵士の遺骨などが、今なお地中に残されている。

沖縄県が行った推計によれば、全戦没者数200,656人。そのうち、一般県民94,000人、沖縄県出身軍人・軍属28,228人、他の都道府県出身兵65,908人、米軍12,520人で、いまだ約2,800人の遺骨が収集できていない。戦後76年が経過したが、現在も戦没者の遺骨や遺品が数多く発見されている。

2016年、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律が制定され、第３条では、国が戦没者の遺骨収集を確実に実施する責務を有するとしている。

しかし、昨年４月、辺野古新基地建設の海域埋立てに用いる土砂の採取地として、これまで予定されていなかった、沖縄本島南部の糸満市と八重瀬町が政府の計画に追加された。沖縄戦犠牲者の遺骨を含む同地域の土砂が埋立てに使用されることは、人道上、許されることではないと考える。

よって、国においては、下記の事項を速やかに実現するよう強く求める。

記

１　沖縄戦の戦没者の遺骨が混入している南部地域の土砂を、あらゆる埋立てに使用しないこと

２　日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律を遵守し、日本政府が主体となって、遺骨収集すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和３年（2021年）10月１日

鎌　倉　市　議　会

９月定例会では、議員から４件の議案が、市長から17件の議案が提出されました。

主な議案の内容および議会における議決結果は次のとおりです。

《議員提出議案》

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告の内容を踏まえ、市議会議員の期末手当の年間支給割合を現行から０・15月引き下げ、４・45月から４・３月としようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

世界保健機関（ＷＨＯ）西太平洋地域委員会への台湾の参加を求めることに関する意見書の提出について

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

沖縄戦犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求めることに関する意見書の提出について

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

《市長提出議案》

工事請負契約の締結

「（仮称）おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事」についての請負契約を、松浦建設株式会社と締結しようとするもので、契約金額は２億９０８４万円です。完工は令和５年２月の予定です。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

指定管理者の指定

指定管理者の指定をするため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

鎌倉市放課後子どもひろば条例に定める放課後子どもひろば「だいいち」「おなり」「しちりがはま」「ふじづか」「おおふな」および「うえき」、並びに鎌倉市子どもの家条例に定めるだいいち子どもの家「うみがめ」、おなり子どもの家「こばと」、しちりがはま子どもの家「なみのね」、ふじづか子どもの家「かなりや」、おおふな子どもの家「つばめ」およびうえき子どもの家「さわがに」の指定管理者に、株式会社理究キッズを指定。期間は令和４年４月１日から令和９年３月31日までの５年間です。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

補正予算

一般会計補正予算（第７号）

津西二丁目先斜面本復旧事業、準用河川砂押川本復旧事業および既成宅地等防災工事補助金などに係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費などを追加しようとするもので、歳入歳出ともに４億４９００万３千円を増額し、補正後の総額は、６２２億４９０４万７千円となります。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

編集後記

今年度の議会広報委員会は委員８名のうち、新人議員が私を含めて３名です。先輩委員の意見を聞きつつ、市民の皆さまに伝わる議会だよりの在り方を随時議論しています。

11月６日（土）・７日（日）に「議会報告会＆意見聴取会」をオンラインで開催します。感染症対策で、対面ではない開催を初めて試みます。今まで参加いただけなかった皆さまとつながることができるチャンスだとワクワクしています。

意見聴取会のテーマは『鎌倉市の防災』。災害が多発する昨今において防災は喫緊の課題です。実りある対話になるよう準備を進めています。ぜひ奮ってご参加ください。

議会広報委員　井上　三華子